

## 平地林や里山林の整備・保全を支援します

市では、森林環境譲与税を活用した「森林環境整備推進事業」により、市内において荒廃した平地林や里山林の間伐などの森林整備を支援します。

事業実施にあたっては、市と森林所有者等との間で5年間の森林保全に関する協定を結び、整備後は、森林所有者等が森林を適正に維持管理することが必要となります。

お近くに手入れが必要な平地林や里山林などがございましたら、農林振興課までご相談ください。

### (1)事業名

森林環境整備推進事業

### (2)実施内容

植栽、刈払い、整理伐、枝打ちなどの森林整備

### (3)事業の対象条件

- ・ 民有林または事業実施後に森林となることが確実な区域であって、地域の環境保全に寄与する区域
- ・ 市と森林所有者等において、5年間の森林の皆伐や転用禁止などを定めた維持管理協定が締結されることが確実な区域
- ・ 1施工地の面積が500㎡以上の区域(ただし、通学道路沿いの森林整備については、この限りではない)

※詳しくは農林振興課までお問い合わせください。

**問 本庁 農林振興課農林整備G ☎52-1111 内線205**

## 募 集

### ～『きずなBOX』への古米(R3)の寄贈をお願いします～

市では、NPO法人フードバンク茨城と連携し、市役所1階にきずなBOXを設置し、『食の支援活動』を行っています。多くの市民の皆さんから沢山の食品や食材の寄贈をいただき、県内の生活に困っている方、施設の子供たちの食事の確保に大いに役立っています。市の「きずなBOX」への寄贈量は県内でも特に多く、市民の皆さんの関心の高さを感じています。心よりお礼を申し上げます。今回は、新米の収穫時期に合わせてご家庭などで食べきれずに余っている古米(令和3年米)の寄贈をお願いします。引き続き、市民の皆さんの深いご理解とご協力をよろしく申し上げます。

※米はもみの状態でも提供可能です。

○**設置場所** 常陸大宮市役所社会福祉課 窓口

○**その他、ご協力いただきたい食品類**

- ・ 缶詰類・インスタント食品類・レトルト食品類・調味料類・油・飲料水・菓子類
- ・ 乾麺(パスタ、うどん、そば、ラーメンなど)・その他保存の利く食品・食材等

※いずれも未開封で賞味期間が2か月以上あるものをお願いします。

※生鮮食材、要冷凍・冷蔵食品、酒類はお預かりできません。

**問 本庁 社会福祉課保護G ☎52-1111 内線133**